

第1次分権改革

- H5.6 地方分権の推進に関する決議(衆参両院)
- H7.5 地方分権推進法成立
 - 7 地方分権推進委員会発足(委員長:諸井虔)(~H13.7)
 - ※H8.12第1次~H10.11第5次勧告
- H11.7 地方分権一括法成立

H13.7 地方分権改革推進会議発足(議長:西室泰三)
 H14.6~17.6 骨太の方針(閣議決定)(毎年) ⇨ 三位一体改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革)

第2次分権改革

- H18.12 地方分権改革推進法成立
- H19.4 地方分権改革推進委員会発足(委員長:丹羽宇一郎)(~H22.3)
 - ※H20.5第1次~H21.11第4次勧告
- H23.4 国と地方の協議の場法成立
 - 4 第1次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し)
 - 8 第2次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)
- H25.3 **地方分権改革推進本部発足**(本部長:内閣総理大臣)
 - 4 **地方分権改革有識者会議発足**(座長:神野直彦)
 - 6 第3次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)

提案募集方式の導入
(H26・4)

- H26.5 第4次一括法成立(国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲)
- H27.6 第5次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲)
- H28.5 第6次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲)
- H29.4 第7次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から指定都市等への権限移譲)
- H30.6 第8次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から中核市への権限移譲)
- R元.5 第9次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から中核市への権限移譲)
- R2.6 第10次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から指定都市への権限移譲)
- R3.5 第11次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し)
- R4.5 第12次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から指定都市への権限移譲)
- R4.12 「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定

個性を活かし自立した地方をつくる~地方分権改革の総括と展望~
(H26.6.6地方分権改革有識者会議)

地方分権改革の今後の方向性について
(R2.2.19地方分権改革有識者会議)

第1次地方分権改革

いわゆる地方分権一括法の概要

※平成11年7月成立、平成12年4月施行 475本の法律を一括して改正

1. 機関委任事務制度の廃止と事務の再構成

- (1) 知事や市町村長を国の下部機関と構成して国の事務を執行させる仕組みである機関委任事務制度を廃止 (351法律改正)
- (2) これに伴い主務大臣の包括的な指揮監督権等も廃止 (通達行政の廃止)

2. 国の関与の抜本的見直し、新しいルールの創設

- (1) 機関委任事務に伴う包括的指揮監督権を廃止
- (2) 国の関与の新しいルールを創設 (地方自治法)
 - ・ 関与は個別の法令の根拠を要すること
 - ・ 関与は必要最小限のものとする
 - ・ 関与の基本類型を定め、原則としてこれによること 等
- (3) 個別法に基づく関与を整理縮小 (138法律)

- (例)・教育長の任命に係る文部大臣の承認 → 廃止
- ・ 公営住宅の管理等に関する建設大臣の指示 → 廃止

3. 権限移譲

- (1) 個別法の改正により、国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲 (35法律)
- (2) 特例市制度を創設し、20万人以上の市に権限をまとめて移譲

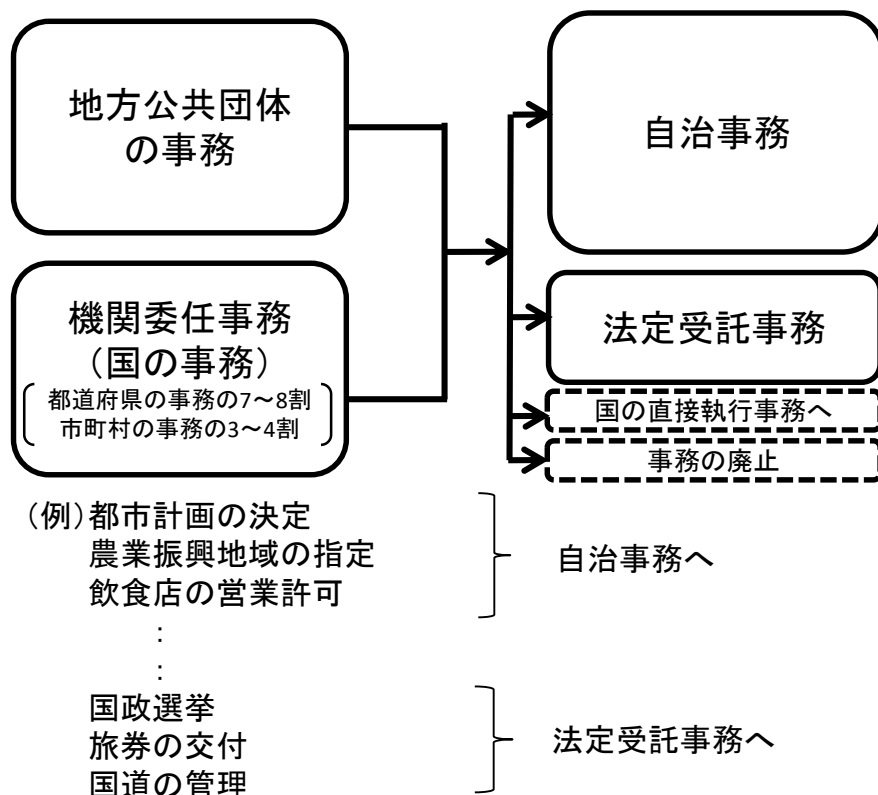
- (例)・国 → 都道府県 農地転用(2ha超4ha以下)の許可権限
- 一定の保安林の指定・解除の権限
- ・ 都道府県 → 市町村 用途地域に関する都市計画の決定等
- 障害児に係る日常生活用具の給付

4. 条例による事務処理特例制度の創設

それぞれの地域の実情に応じ、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とする制度。

5. その他

- (1) 必置規制の見直し (38法律)
- (2) 市町村合併特例法の改正



第2次地方分権改革

1. 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）（第1次・第2次・第3次一括法等）

見直すべきとされた1,252条項に対し、927条項の見直しを実施（74%）

- | | |
|-----------------|--|
| （例）施設・公物設置管理の基準 | 公営住宅の入居資格基準及び整備基準、道路の構造の技術的基準、保育所の設備及び運営に関する基準 |
| 協議、同意、許可・認可・承認 | 三大都市圏等における都道府県の都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止 |
| 職員等の資格・定数等 | 消防長及び消防署長の資格 |

2. 事務・権限の移譲等

（1）国から地方（第4次一括法等）

検討対象（地方が取り下げた事項を除く）とされた96事項に対し、66事項を見直し方針で措置（69%）

○ 移譲する事務・権限【48事項】

- 例：①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、②商工会議所の定款変更の認可、
③自家用有償旅客運送の登録・監査等、④直轄道路・河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等

○ 移譲以外の見直しを行う事務・権限【18事項】

- 例：①ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供、②農地転用の許可等

（2）都道府県から市町村（第2次・第3次一括法等）

勧告事項である82項目に地方からの提案等を含めた105項目に対し、72項目の移譲を実施（69%）

- 例：①未熟児の訪問指導等、②農地等の権利移動の許可等、③三大都市圏の既成市街地等に係る用途地域等の都市計画決定

（3）都道府県から指定都市（第4次一括法等）

検討対象とされた64事項に対し、41事項（現行法で処理できるもの（8事項）を含む）を見直し方針で措置（64%）

○ 移譲する事務・権限【29事項】

- 例：①県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定、
②病院の開設許可、③都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定

○ 移譲以外の見直しを行う事務・権限【4事項】

- 例：①パスポートの発給申請受理・交付、②農地転用の許可等

3. 国と地方の協議の場

国と地方の協議の場に関する法律が成立（H23.4.28）

地方に関わる重要政策課題について、地方と連携して対処していくため、同法に基づき引き続き運営